特定個人情報の滅失について

■事案

A社から受理したCD(マイナンバー届)データの誤削除

■発覚日

令和7年10月15日(水)

■対応

当組合から A 社へお詫びと説明を行い、再度提出いただいたデータを登録した

■再発防止策

職員へ危機管理意識の啓蒙を実施

CDへ事業所情報(記号・名称)が記載されていない場合、郵送受領時に記載する運用へ変更。 データが既に格納されている場合は、削除せずに内容を確認のうえ返戻を行う。

以上